

令和4年4月
(第21回)

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和4年4月25日(月曜日)

令和4年4月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和4年4月25日(月曜日) 午前9時00分～午前10時15分

2 開催場所 南大隅町役場 本庁

3 (1) 出席委員(12人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	山 之 口 勝 一
〃	2番	北 之 口 洋 一
〃	3番	富 田 良 成
〃	6番	淵 脇 耕 二
〃	7番	溝 田 耕 一
〃	8番	東 山 崎 勝 一
〃	9番	吉 永 一 雪
〃	10番	田 淵 哲 朗
〃	11番	徳 留 徳 次
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 新保 哲郎
事務局主幹兼係長 中村 玲子
事務局書記 中島 大貴

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第70号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、令和4年4月南大隅町農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は12名中11名です。
総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員については、10名の出席でございます。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、11番の徳留委員と12番の横原委員の両名を指名致します。
本日の会議書記には事務局職員の中村氏と中島氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第68号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
許可申請は3件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが3件でございます。

(2ページ 議案第68号の議案書、3ページの集計表の読み上げ)

4ページ、5ページ、受付番号1番の資料については、それぞれお目通しください。
また、別添の調査書についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思いを
よろしく申し上げます。

議長： ありがとうございます。
ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔に申し上げます。

10番： 10番田淵です。4月19日11時から申請人と田島推進委員の3人で調査いたしました。
現地は〇〇公民館から西へ500メートル程の場所です。周辺は中山間地のだんだん
の農地で水田と畑に囲まれています。西側の水田だけが荒地となりカヤが茂っていま
した。所有者の〇〇さんが管理できず耕作放棄地となっていた所を〇〇さんが手を入
れてきれいにされたそうです。今はきれいになっておりました。
調査の意見としては水田の周りの畦にはイチジクの挿し木がしてあり、将来的にはイ
チジクの畑にしたいとのことで問題ないものと考えます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたが、これより、
質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。地区担
当の田島推進委員、何かご意見等ありましたら申し上げます。

(意見、質疑なし)

議長： よろしいですか。それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員の判断を
いただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、
許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、「許可やむなし」でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、
議案第68号、受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第68号、受付番号1番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第68号、受付番号2番についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局： 受付番号2番につきましては、6ページ、7ページです。それぞれお目通しください。
また、別添の調査書についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思います。
よろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。
ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

9 番： 9番吉永です。申請地は、〇〇団地内にありまして、2月の定例総会で申請のあった
申請地と〇〇氏のデコポンハウスの間にあり、5年前までは、畜産農家が借りて牧草
を栽培していたがその後、返却され耕作放棄地の状態になっていた。
2月の定例総会で申請のあった譲渡人は今回譲渡人の伯父にあたり、伯父の話を聞いた
今回の譲渡人が〇〇氏に売買を持ち掛け今回の申請となったものであります。
今回の申請地は父からの相続であり、〇〇であった父の転勤で各地を転々とし、父の
最後の勤務地であった〇〇市に居住しており〇〇には一度も居住したこともなく今後
も帰郷し、農業をする意思もないことから許可は問題ないものと考えます。
譲受後は譲受人の〇〇氏が柿等の柴類を栽培することから、周辺の農地に与える影響
はないものと考えます。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたが、これより、
質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。

(意見、質疑なし)

議 長： よろしいですか。それでは、受付番号2番について、農地利用最適化推進委員の判断
をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号2番につい
て、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、「許可やむなし」でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、
議案第68号受付番号2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 68 号受付番号 2 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議題第 68 号受付番号 3 番についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局： 受付番号 3 番につきましては、8 ページ、9 ページです。それぞれお目通しください。
また、別添の調査書についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思ひます。
よろしくお祈ひします。

議 長： ありがとうございます。
ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いします。

1 番： 1 番山之口です。4 月 20 日 11 時 30 分より田辺委員、〇〇氏と現地調査を行いました。現地は旧〇〇小学校より東に約 500m 〇〇自治会のすぐ下にあります。この土地は数年来、〇〇氏が借用し耕作を行っております。〇〇氏は〇〇地区においてバレイショ、ブロッコリー、稲作を作付し地域の農地利用に貢献しております。また周辺は水田地帯でありまして問題ないと思ひます。
ご審議のほどよろしくお祈ひします。

議 長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたがこれより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ございませんか。
地区担当の田辺推進委員、何かご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。
それでは、受付番号 3 番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思ひます。
議案 68 号受付番号 3 番について、承認やむなし、とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、承認やむなし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただいま、推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第 68 号受付番号 3 番について承認やむなし、される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 68 号受付番号 3 番には、許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第 69 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局長： それでは10ページ議案第69号の議案書をご覧ください。議案書を元に説明致します。

(10ページ 議案第69号の議案書の読み上げ)

転用目的は住宅建設に関するものです。それぞれお目通し下さい。
資料につきましては11ページから18ページです
農地の区分と転用目的は問題ないと考えますのでよろしくお願い致します。

会 長： ここで、担当委員の現地調査の報告をお願いいたします。

3 番： 3番富田です。4月18日に会長、徳留委員、持留推進委員、私、事務局3名と現地調査を致しました。
現地は国道〇〇号より東へ約100m入り込んだ所です。北側は住宅が立ち並び道路を挟んで南側は水田地帯の一角で隣の土地も昨年12月5条申請が出され住宅が建設されています。道路の北側は農振地区外で回りは宅地化してきている所であります。申請人は町内で大規模な畜産経営を行っており現在、町営住宅に住み手狭な為、住宅を建設したいという事で問題ないと思われます。
ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ございませんか。
地区担当の持留推進委員、何かご意見がありましたらお願いいたします。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 施設配置計画図がありますが浄化槽の場所が変更になったので資料の差し替えをお願いいたします。

議 長： 富田委員、説明をお願いします。

3 番： 浄化槽についてですが、排水路が隣の土地を過ぎて町道があるのですが町道の東側に排水するようになっております。そこまで浄化槽の排水をもって来るようにして下さいと現地調査をしてきました。
隣の土地の方も今から浄化槽を埋め込んで排水路の方へ引く計画だそうです。この土地と同じ高さになっており、そこに埋め込んだらどこに流れていくのか水利組合に申請人と徳留委員と私と確認へも行ってきました。
隣の方とよく話し合っ排水の方はして下さいと本人にも伝えてあります。
以上です。何かございましたら、またお答えしたいと思います。

議 長： 今、富田委員の方で詳しく説明してもらいましたが、この排水路は浅くて浄化槽からの排水がのれるのかという状況下です。農業委員会としては建設課に改修工事をお願いして、町内に他にもあるのではないかと思うので将来を考えたら大きな排水溝を入れてもらえたらと考えています。

何かございませんか。

それでは受付番号 1 番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思
います。

推進委員の皆さんにお伺いします。

受付番号 1 番について、承認やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

全推進委員、承認やむなし。(過半数が承認やむなし。)でございます。

それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手を踏まえ、議案
第 69 号受付番号 1 番について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、第 69 号受付番号 1 番は、許可相当として県知事に意見を送付い
たします。

議 長： 次に、議案第 70 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集
積計画の決定について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局長： 町長より農地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明します。

(19 ページ 議案第 70 号の議案書の読み上げ)

20 ページの総括表をご覧ください。(総括表の読み上げ)

21 ページ以降の集積計画については、それぞれ御目通しください。

ここで説明させて頂きたいのですが受付番号 1 番の土地については契約期間 3 年
となっておりますが、設定を受けるものについては、「プロジェクト」企画として全
国でこのような活動を行っており、今回、本町でアボカドを植栽したいとの事で○
○の住所の方ではあるが、ちよくちよくこちらにも来られていてそれについて問題
はないと考えています。

よろしくをお願いします。

議 長： ただ今ご説明等ございましたが、ご質問等ありませんか。

事務局： はい。

議 長： はい。事務局どうぞ。

事務局： 関連ではないのですが、
先月の定例総会で淵脇委員から利用権設定の金額についての審議の中止につい
ての質問がありました。
鹿児島県の農業会議に確認した所、審議の中で金額が設定しているものに関して
個人間で金額が設定されたという事ですので審議の中ではそこで不審議とは何
かない限りはできないという事でした。事務局としては農業委員の方が仲介に入
ってないものについては、前もって推進委員の方に金額等こちらから連絡して確
認していこうと思っておりますので、ご指導お願い致します。

9 番： はい。関連でよろしいでしょうか。

議 長： 吉永委員どうぞ。

9 番： 吉永です。この中で4番から12番「柵〇〇」ですが、他の所が6,000円となっている中、なぜ3,000円かという、水利費がかからない為、本人さんから了解を得ているそうなのでご記憶下さい。

10 番： はい。

議 長： 田淵委員どうぞ。

10 番： 田淵です。受付番号1番についてはアボカドを植えるのに存続期間が3年という事ですが、3年ではならないと思うのですが、申請される際に指導はされないのですか？

事務局長： 今回、〇〇と〇〇の方でやっているのですが最初は〇〇の方からだったのですが〇〇の方が主になりつつあり、〇〇の土地は荒れていて、復旧しながらやるという形の中でとりあえず3年間、その後は交渉するという事になっております。

10 番： 単価も安いと思うのですが。

事務局長： すぐに植えられる状態でなく管理者が管理できている状態でもないでそのような単価設定になっております。

議 長： よろしいですか。前回も果樹類についての存続期間の設定についての話になりましたが、5年なり10年なりの設定が良いではと思います。

それでは農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。

推進委員の皆さんにお伺いします。

議案第70号の集積計画について、異議なし。とされる方は挙手をお願いします。

(挙手)

ありがとうございました。

全推進委員、承認やむなし。(過半数が承認やむなし。)でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただいまの推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第70号は計画について承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第70号は計画のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案の審議すべて終了いたしました。

次に、その他の件について、農業委員、推進委員、事務局からご意見があれば挙手をお願いします。

事務局： 事務局：その他・5月の行事予定について

議 長： 他にございませんか。無いようですので、以上をもちまして、
令和4年4月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男
南大隅町農業委員会 委員